

熊本北部流域関連公共下水道水質検査業務委託 仕様書

1 業務概要

熊本県流域下水道維持管理要綱第16条に基づき、流域関連公共下水道から流域下水道へ流入する下水について、水質及び水量の調査を行う。

2 履行場所

熊本市北区高平三丁目清水ポンプ場 外13箇所

3 履行期間

契約締結日 ～ 令和8年(2026年)11月30日

4 業務内容

本業務は、熊本県流域下水道維持管理要綱別記第4の「水質及び水量に関する調査方法」(別紙1)の規定に基づいて実施する。なお、業務の主体部分(採水作業、水質分析及び濃度計量証明書発行)を第三者に再委託してはならない。

(1)採水作業

調査箇所は、「採水地点位置図(全14地点)」(別紙2)とし、採水場所は、「調査箇所及び採水場所概要」(別紙3-1及び3-2)とする。また採水の際は、「採水野帳」(別紙4)に必要事項を記入する。

(2)水質分析

水質分析方法は、「下水の水質の検定方法等に関する省令」(昭和37年厚生省:建設省令第1号)に定められた方法とし、水質分析項目は、「水質分析項目一覧(全44項目)」(別紙5)とする。

5 提出書類

業務の着手前及び完了後において、以下の書類を提出すること。

(1)業務着手前

①委託業務着手届……………1部

②現場責任者届……………1部

③以下の内容を記載した職務分担表…1部

・採水作業責任者

・水質分析責任者(環境計量士の資格を有する者に限る。)

・酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者

(酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者の資格を有する者に限る。)

④上述③に係る資格の写し……………1部

(2) 業務完了後

- ①委託業務完了届・・・・・・・・・・1部
- ②以下の内容を記載した調査報告書・・1部
 - ・調査箇所位置図
 - ・採水野帳
 - ・水質分析結果一覧
 - ・各項目の分析日一覧
 - ・流量変動図(1時間毎)
 - ・濃度計量証明書
 - ・採水作業中の写真
 - ・採水した全ての試料の写真

6 注意事項

(1) 保安設備の設置及び採水作業現場の管理

- ①採水作業中は、常時、周辺の居住者及び通行人の安全、並びに交通の円滑な整理に努め、現場の保安対策を十分に講ずること。
- ②採水作業現場には、必要に応じ交通誘導員を配置し、通行する車両及び歩行者の誘導、整理を行うとともに、夜間には十分な照明及び保安対策を施すなど、通行人、車両交通等の安全の確保すること。
- ③採水作業に伴う交通整理及び保安対策は、本仕様書に定めるところによるほか、関係官公署の指示に従い、適切に行うこと。
- ④採水作業現場内の整理整頓、その他現場管理には細心の注意を払うこと。

(2) 採水作業員の安全管理

- ①受託者は、採水作業にあたり、滞留する酸欠空気や有毒ガス等に対して、事前調査を十分に講ずること。
- ②マンホール等に出入りする場合やマンホール内部で採水を行う場合は、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者の指示に従い、酸欠空気や有毒ガスなどの有無について採水開始前と採水中は常時調査するとともに、換気を行うなど事故防止に必要な措置を講ずること。また、呼吸用保護具や安全帯等を常備するなど安全管理に対して常に細心の注意を払い、事故の防止及び作業員の安全を確保すること。なお、酸素及び硫化水素の測定結果は、記録、保存し、監督員が提示を求めた場合は、その指示に従うこと。
- ③採水作業に使用する器材は、常に点検し整備しておくこと。

(3) 採水作業

- ①下水道工作物に損傷を与えないよう、十分に注意すること。
- ②下水道施設又はガス管等の付近では、絶対に裸火を使用しないこと。
- ③下水が周辺に飛散しないよう衛生面に配慮した採水をする。

④採水作業終了後、速やかに使用機器や仮設物等を搬出し、作業地点の清掃を行うこと。

7 損害賠償及び補償等

(1)受託者は、本業務において下水道工作物に損害を与えたときは、速やかに監督員に報告し、その指示を受けると共に、受託者の負担で速やかに現状復旧すること。

(2)受託者は、本業務において、万一、第三者に損害を与えたときは、その復旧及び賠償に全責任を負うこと。

(3)受託者は、本業務において、万一、事故が発生したときは、速やかに監督員及び関係官公庁に報告するとともに、必要な措置を講ずること。また、受託者は事故の原因、経過及び被害内容を調査の上、その結果を書面により、委託者に速やかに報告すること。

8 関係官公庁等との手続き

本業務を実施するにあたり、必要となる関係官公庁等への諸手続きは、受託者の責任の下、迅速に処理すること。

9 その他

(1)本業務の実施にあたり、関係法令等について遵守すること。

(2)本仕様書に定めのない事項又は本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合については、委託者と協議を行い決定するものとする。